

岩手県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成25年5月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護老人保健施設博愛荘	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割67番地1	平成25年5月15日